

第5章 安全管理

第1節 足場および通路等からの墜落防止措置

1. 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、足場を組立る等の方法により安全な作業床を設け、手すりには必要に応じて中さん、幅木を取り付けること。
2. 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取り外す時は、防護網を張り、作業員に安全帯を使用させる等の措置を講じること。
3. 足場は組立・解体作業時に安全度の高い手すりわく式足場を使用するものとする。足場設置幅等の関係でやむを得ず親綱利用式を用いる場合には、規定通りに親綱等の設備を設け、安全帯の使用を徹底すること。
4. 足場の作業床は、常に点検し保守管理に努めること。この際に工事の進捗現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法をとり、安全確保を図ること。
5. 通路の主要な箇所には、安全通路であることを示す表示をすること。
6. 夜間作業を行う場合には、通路に正常な通行を妨げない範囲内で必要な探光又は、照明設備を設けること。
7. 通路面は、つまづき、滑り、踏み抜き等の危険がない状態に保持すること。
8. 足場と建築物との間隔は出来る限り30cm以下とする。隙間が30cm以上になる場合は、2層ごとにその隙間に水平ネット、ネットフレーム等を取り付け墜落防止の措置をすること。
9. 足場各層コーナー部作業床面は出来る限り隙間が無いようにし、コーナー部には必ず手すりを設けること。
10. 足場各面の突きあたり面には手すりを設けること。

一般に建設工事では、基礎の施工段階から本体工の立ちあがり、付属設備の設置等の工事の進捗に応じて、施工対象物への近接作業が、安全かつ容易となることを目的として、足場を設置する。墜落災害については、足場・斜面からの墜落が特に多く、災害の可能性のある箇所に安全な通路・足場・手すりを設置し、危険性を未然に排除するとともに、通行や作業時に足場があっても、墜落の危険性が存在することを意識し、危険を排除することが大切である。

第2節 飛来落下の防止措置

1. ネット、シートによる防護

- (1) 構造物の出入口と外部足場が交差する場所の出入口上部には、飛来落下の防止措置を講じること。また、安全な通路を指定すること。
- (2) 作業の都合上、ネット、シート等を取り外したときは該当作業終了後すみやかに復元すること。
- (3) ネットは、目的に合わせた網目のものを使用すること。
- (4) ネットに網目の乱れ、破損のあるものは使用しないこと。また、破損のあるものは補修して使用すること。
- (5) シートは強風時（特に台風時）には足場に与える影響に留意し、巻き上げる等の措置を講じること。

2. 飛来落下防護

現道又は民家等に近接している場所での工事では、飛来落下防止対策を講じること。

3. 投下設備の設置

- (1) 高さ3m以上の高所から投下を行わないこと。
- (2) やむを得ず3m以上の高所から投下する場合には、投下設備を設け、立入禁止区域を設定して監視員を配置して行うこと。
- (3) 投下設備はゴミ投下用シート又は木製によるダクトシート等のように周囲に投下物が飛散しない構造とすること。
- (4) 投下設備先端と地上との間隔は投下物が飛散しないように投下設備の長さ勾配を考慮した設備とすること。

4. 上下作業時の連絡調整

- (1) 上下作業は、極力避けること。やむを得ず上下作業を行う時は、事前に両者の作業責任者と場所、内容、時間等をよく調整し安全確保を図ること。
- (2) 上下作業は、飛来落下の危険を生じる恐れがあるため、適切な防護措置を講じ、安全確保を図ること。
- (3) 防護措置が困難な場合には、監視員、合図者等を適宜配置すること。

飛来落下事故を未然に防ぐためには、工事場所周辺も含めて、状況を正確に把握したり、危険の可能性に応じた適切な対応が重要である。特に高所や掘削箇所で落下の可能性がある場所には、できる限り材料や器具を集積しないようになり、日々の点検等によって、足場や該当作業箇所を整理し、作業員の接触・蹴飛ばし等による落下の可能性のある物の排除、シート、ネット等の破損等を発見・補修したりする等、事前に危険要因を排除することが重要である。

シート、ネット等は、風の影響を受けやすいため、異常気象特に台風来襲前後には充分な点検管理を行わなければならない。また、鋼管パイプを吊り上げる場合には中抜けが生じないよう玉掛けに注意する。

現道及び民家等に近接している場所での工事では、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」（平成5年1月12日付建設省計経発第1号）「第101 落下物に対する防護」で規定しているので留意する。

第3節 わく組足場の日常点検及び異常気象時の点検

足場使用中の日常点検はもちろんのこと、地震や異常気象時の前後には必ず点検を行わなければならない。

3-1 わく組足場の日常点検項目

区分	点 検 項 目	
建 わ く ・ 布 わ く 等	部 材	著しい変形・曲がりはないか 傾斜していないか
	脚 部	浮き上がりはないか 敷板・敷角の沈下・活動はないか ベース金具の調整はよいか
	接続部・交差部	浮き上がりはないか、ロックされているか
	筋かい	外れたままになっていないか ロックされているか
		著しい変形・曲がりはないか
手 す り	手すり (中さん・ 巾木)	高さ 90 ~ 105 cm は確保されているか 外れていないか 著しい変形はないか
補 強	壁つなぎ	十分か (垂直 9 cm、水平 8 cm 以下か) 外れたままになっていないか
	はり材・持送枠	補強はよいか
	水 平 材	最上層、5 層以内に取付けてあるか 緊結金具にゆるみはないか
歩 板	歩 板	布わく巾内法一杯に敷設してあるか 著しい変形・曲がりはないか
	構造物と足場の すき間	30 cm 以内に確保されているか 30 cm 以上ならすき間に防護設備があるか
	積雪および凍結	歩板上に積雪 および凍結はないか
そ の 他	緊結部・取付部	緊結部・取付部のゆるみはないか 緊結部・取付部の腐食はないか
	作業主任者表示	見やすい箇所に掲示してあるか
	作業床の最大 積載荷重表示	見やすい箇所に掲示してあるか

3-2 異常気象時の点検

風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震の後において、足場における作業を行う時は作業を開始する前に点検し、異常を認めたときは直ちに補修しなければならない。

異常気象とは 強風・・・・・・・10分間の平均風速が毎秒10m以上の風
大雨・・・・・・・1回の降雨量が50mm以上の降雨
大雪・・・・・・・1回の降雪量が25cm以上の降雪
中震以上の地震・・震度階級4以上の地震

異常気象時の点検上の留意点

- (1)床材の破損、取り付けおよび掛け渡しの状態。
- (2)建わく、布板、筋かい、腕木等の緊結部、接続部および取り付け部のゆるみの状態。
- (3)緊結材および緊結金具の破損および腐食の状態。
- (4)手すり等の取り外しおよび脱落の有無。
- (5)脚部の沈下および滑動の状態。
- (6)筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態および取り外しの有無。
- (7)建わく、布板、筋かい、腕木等の破損の状態。
- (8)作業床の雪や凍結の状態。

(労働安全衛生規則第567条より)

(1) 事前の点検項目

- ・帆布、養生金網、防護ネット等風を風を受けやすいものが足場に設けられている時は取り外してあるか、または補強してあるか。
- ・壁つなぎが所定の位置にあるか。
- ・必要な箇所に控、やらずが設けてあるか。
- ・足場板、布板が飛ばされないように確実に緊結してあるか。

(2) 事後の点検項目

- ・足場上に物が倒れかかっていないか。
- ・足場に電線がひっかかっていないか。
- ・足場板(床付き布わく)が飛んだり、外れたりしていないか。
- ・建わくの支柱が沈下や滑動していないか、また恐れがないか。
- ・壁つなぎが所定の位置にあるか。
- ・手すりの状態はよいか。
- ・足場板が雪や氷で滑りやすくなっているか。